

オープンカウンター方式による留意事項（工事契約）

1. 現場説明について

見積作成にあたり現場説明を希望する場合は、下記メールアドレスにご連絡ください。

kaikei.sendai@met.kishou.go.jp

2. 数量計算書について（仕様書に添付されている場合）

見積時積算数量書活用方式の対象工事ではありません。

数量計算書は参考としてご覧ください。

3. その他について

その他については「仙台管区気象台オープンカウンター方式実施要領」のとおりです。

小田野沢地域気象観測所施設更新等工事
仕 様 書

令和 7 年

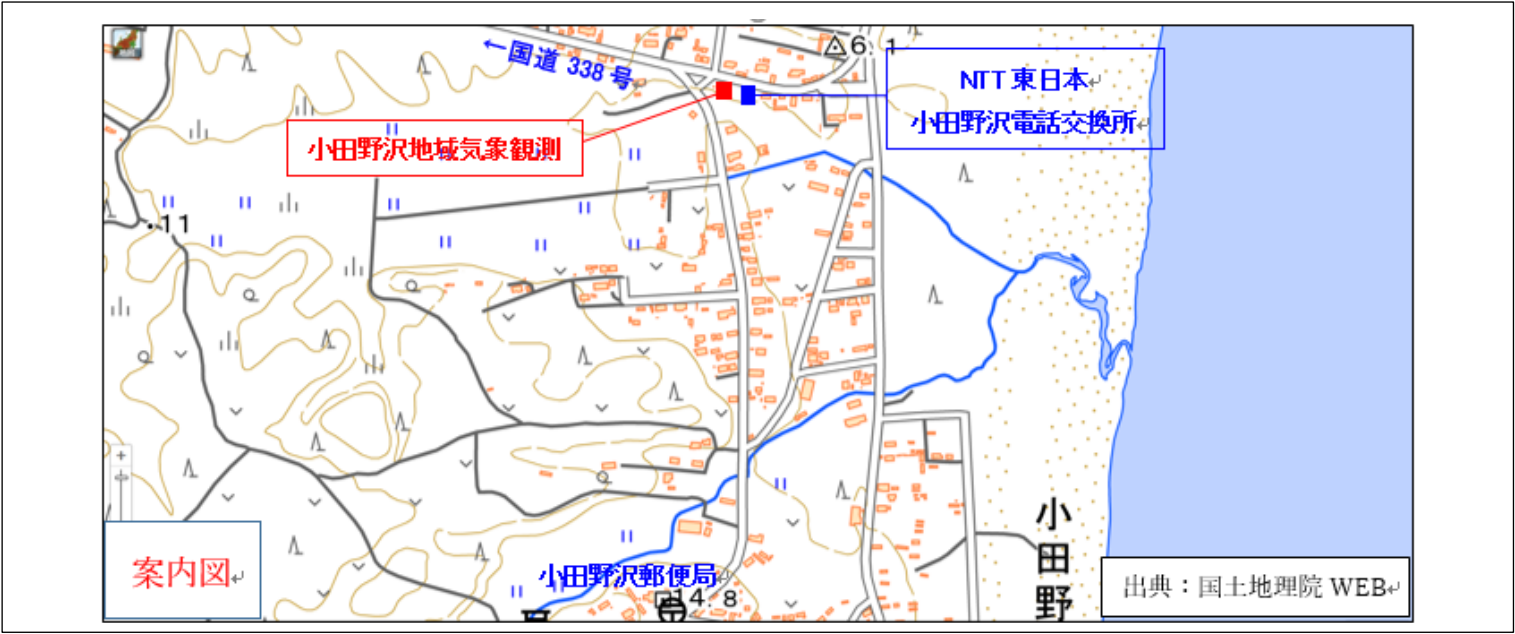
青森地方気象台

仕 様 書

- 【工事件名】小田野沢地域気象観測所施設更新等工事
- 【工事場所】青森県下北郡東通村大字小田野沢字中川目 5 5－5 6 8
- 【工事期限】令和 7 年 1 2 月 1 9 日（金）
- 【工事概要】

1．防草シート敷設工事

2．接地工事



- 【一般事項】
- 1．本工事は、本仕様書及び公共建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編）最新版、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編）最新版、その他関係法令によること。

2．本工事契約後、工事工程表を 1 部作成し、契約後 1 週間以内に監督職員へ提出し承諾を得ること。

3．本工事に疑義がある場合は、双方協議の上監督職員の指示に従うこと。また、協議や打合せ、仕様の変更を行った場合は、その内容を記録した議事録を速やかに監督職員に提出すること。

4．本工事の施工上必要な官公署その他に対する諸手続きは遅滞なく行い、且つこれに関する費用は受注者が負担すること。

5．作業時間は平日 08:30～17:00 の間とすること。なお、時間を越えて作業を行う場合は、監督職員の下承を得ること。また、現場管理を行い環境保全、事故防止に努めること。

6．本工事に伴う発生材は、全て場外搬出とし、関係法令等に基づき適法措置を行うこと。また、産業廃棄物は処分後、速やかに産業廃棄物管理票（写）を監督職員に提出すること。

7．本工事に使用する部品及び材料は、日本産業規格又はこれと同等の規格品とすること。

また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）第六条第二項第二号の判断基準における、特定調達品目に合致した製品がある場合には使用すること。

8．本工事に使用する工具・調整機器・資材・消耗品等の必要な機材等は全て受注者の負担とすること。現場の納まり、取り合わせ等の関係で材料の寸法、取付工法を多少変更し、あるいはこれらによって取付員数を幾分増減する等などの軽微な変更は、監督職員の指示によって行うこと。この場合における受注金額の増減及び工期の延長は行わない。

9．本工事の施工にあたり、周辺機器に塵埃が飛散しないよう十分に養生を行うこと。

10．本工事に関する資材は、監督職員の指示する場所へ整理整頓し保管すること。

11．本契約を履行するにあたって過失賠償責任などが生じた場合、賠償などはすべて受注者の責において行うこと。

12．本工事以外の施設等に損傷を与えた場合は、受注者の責において原形に復すること。

13．受注者は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和 6 年 6 月 19 日法律第 54 号）に基づき、

公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険（法定外の労災保険）へ加入すること。

14．稼働中の施設であるため、作業は監督職員と十分協議、連絡を行い実施すること。

15．本工事の残土は、都道府県知事等の許可を受けていることなど適正な搬出先へ運搬するものとする。

適正な搬出先であることを確認するため、事前に搬出先を連絡すること。また、搬出後は、搬出した事実及び搬出数量を確認するため、当該残土の受領証等を受入施設から徴取し、その写しを監督職員に提出すること。
- 【監督】

1．発注者が任命する監督職員により、工事内容が本仕様書に適合するよう、受注者に対して監督を行う。

【検査】

1．本工事完了後、発注者が任命する検査職員による完成検査を受けること。なお、指摘箇所は速やかに手直しを行い、再度検査を受けること。

2．受注者は、検査職員が行う検査に対して必要な測定器具や書類等を用意し、検査職員の職務遂行に協力すること
- 【提出書類】

別紙提出書類一覧により、汎用性の高い形式（Excel、Word、PDF 等）の電子ファイルで、原則オンラインにより提出すること。なお、図面ファイルは JW-CAD 形式（.jww）及び AutoCAD 形式（.dwg）、画像ファイルは JPEG 形式とすること。
- | | | | | | | |
|-----|------|--------------------|------|---------|------|---|
| 備考欄 | 工事件名 | 小田野沢地域気象観測所施設更新等工事 | 図面名称 | 仕様書、案内図 | 図面番号 | 1 |
|-----|------|--------------------|------|---------|------|---|

【特記事項】

1. 防草シート敷設工事

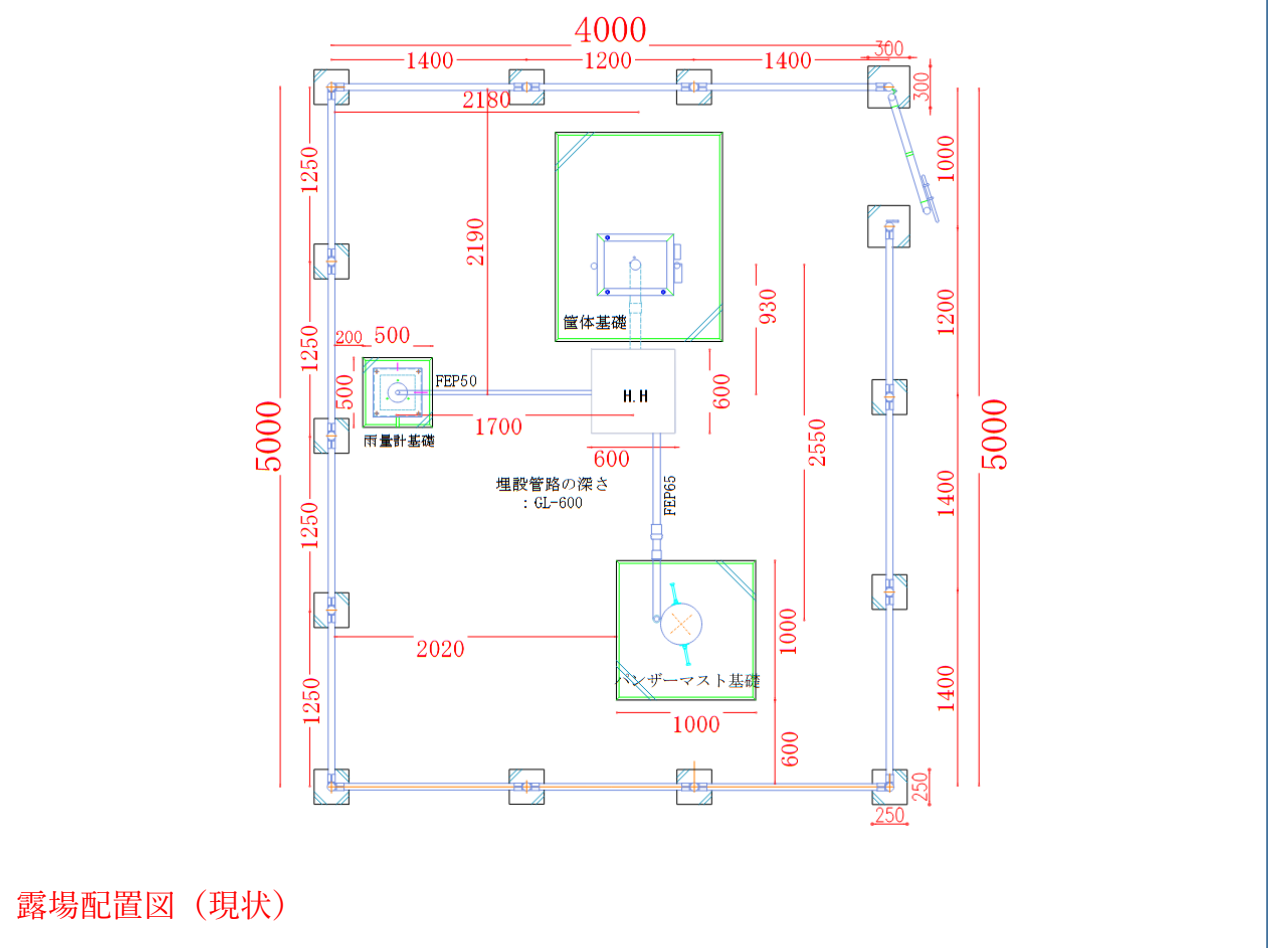
- (1) 防草シートは、チガヤシート（同等品、上位規格含む）を標準とする。
- (2) 既存の雑草及び根を取り除くため表土を除去（適宜120mm程度）し、山砂等を入れて平坦に整地した上で、防草シートを観測露場内に敷き詰めること。
- (3) 防草シートの固定は耐腐食性の高い専用固定ピンを用いて固定すること。
防草シートの固定は、外周について、M字アンカーピン（長さ250mm、幅150mm）をシートの端に平行に設置できる分打ち込むこと。
露場内の各基礎及びハンドホールの四つ角付近にL型アンカーピン（長さ300mm）を1本ずつ打ち込み、その他についてU型アンカーピン（長さ250mm）を防草シート敷設範囲全体に500mm程度の間隔で打ち込むこと。
また、その部分から雑草が繁茂しないように固定ピンをチガヤシート用粘着テープで保護すること。
- (4) 防草シートの重ね幅は150mm程度とし、合わせ目部分は接着剤と粘着テープで補強すること。
- (5) 各基礎が接する部分は、十分な余長をとった上で基礎に覆いかぶせて強固な接着剤等を用いて固定すること。
また、ハンドホール部分についてはフタが開けられるようにくりぬくこと。
- (6) 重なり合う部分やコンクリート基礎との境界から雑草が繁茂しないように、固定ピンを専用ワッシャー又は、防草シートと同一素材を貼り付けて覆うこと。

【新設】防草シート敷設（図面番号3）

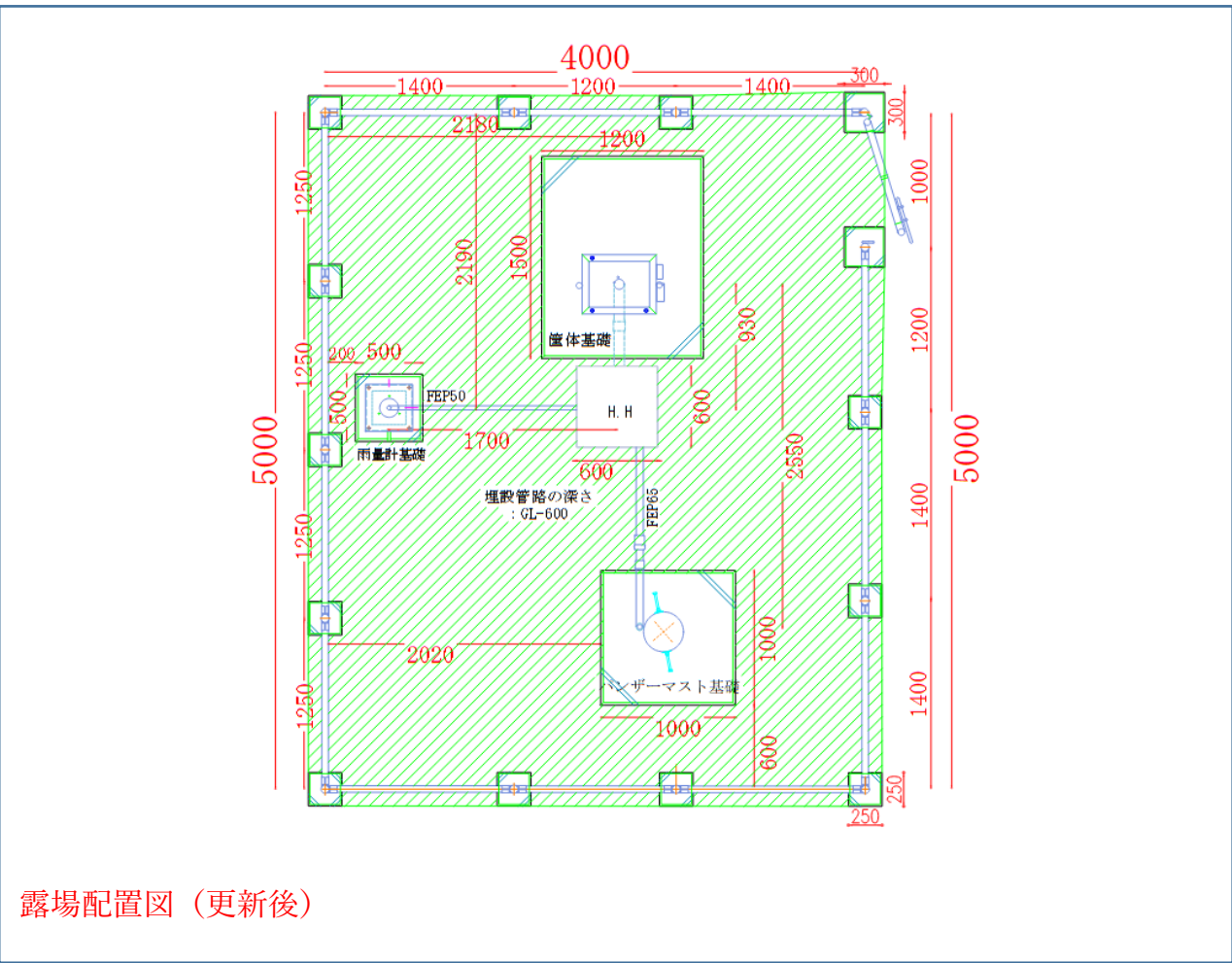
2. 接地工事

- (1) 新たに接地工事を行うこと。
- (2) 接地工事の種類はD種接地（接地抵抗以下）とする。
- (3) 接地工事は、観測露場内の適当なところにアース棒を打ち込み、アース棒から筐体基礎までアース線を敷設し、筐体基礎から 1.6m 余長を残すこと。
- (4) アース線の規格は、「内線規程 1350-7」あるいは「JIS C 60364-5-54」等によること。アース線の長さは 5 m。
- (5) 地上から立ち上がっている箇所は、耐候性のある保護部材等で保護すること。

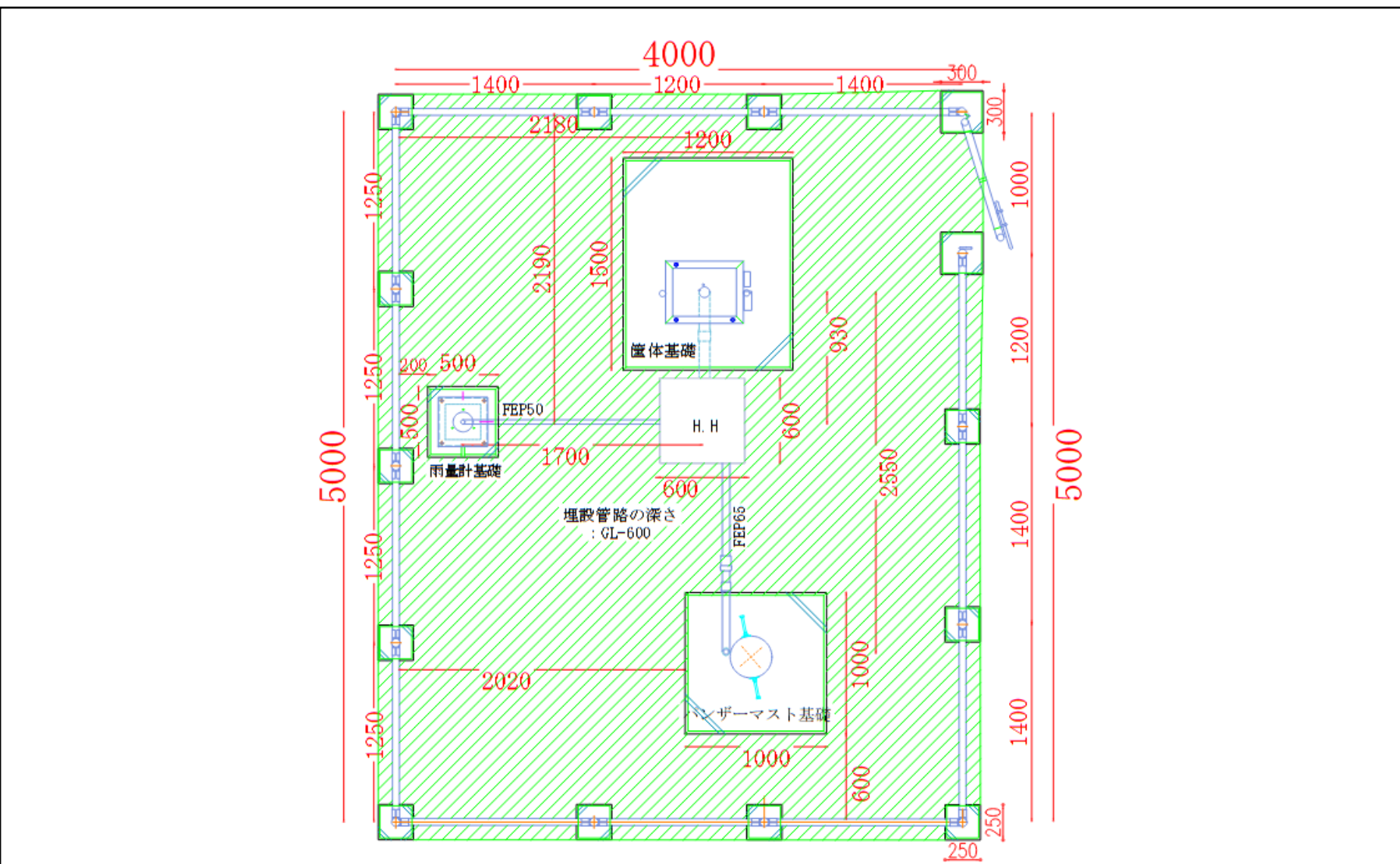
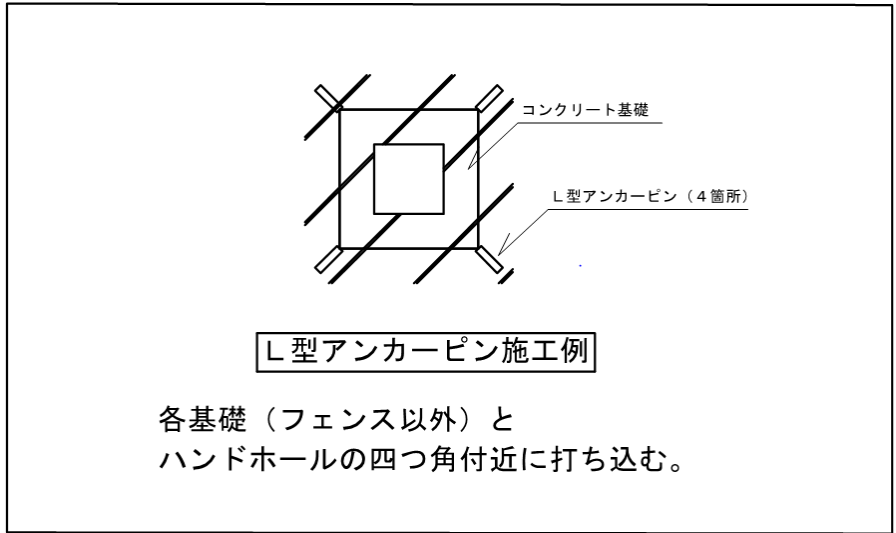
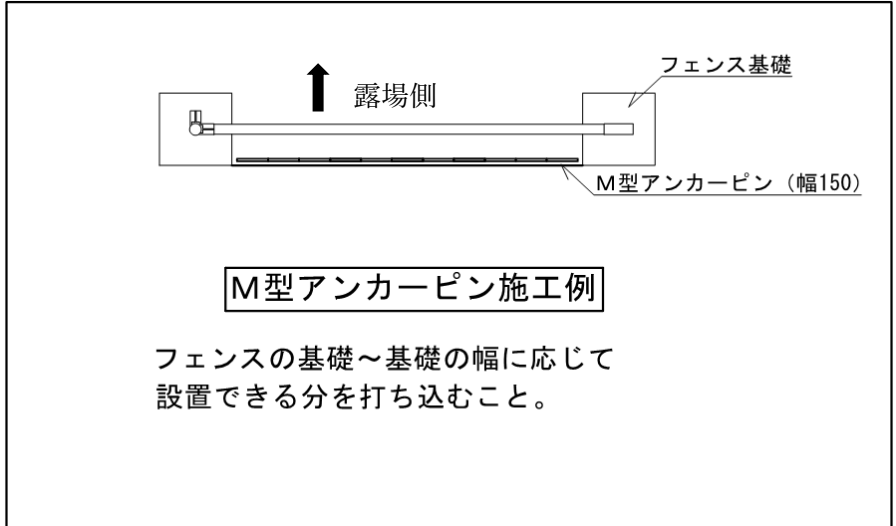
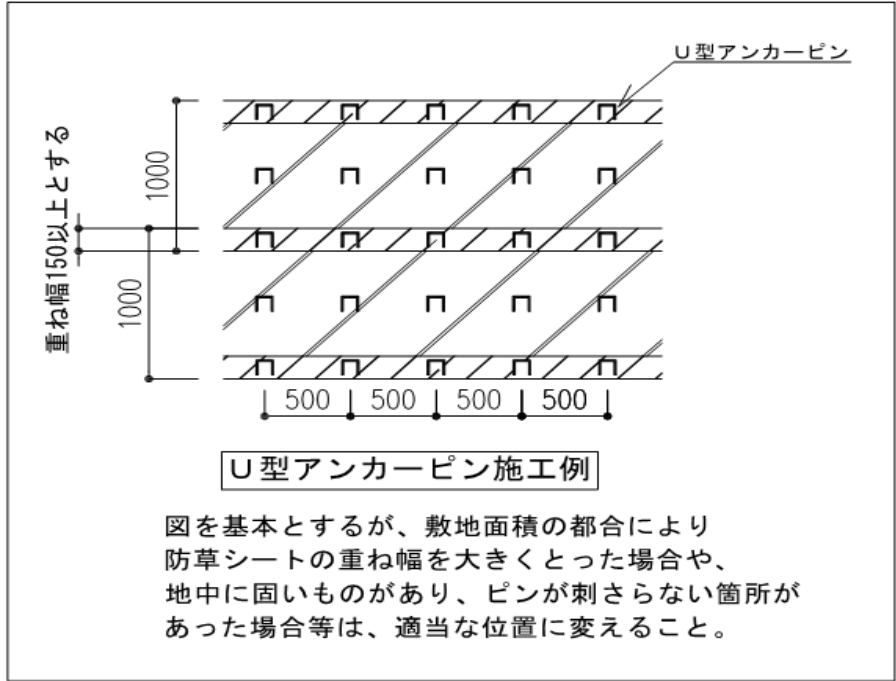
【新設】 D種接地極施工要領（図面番号4）



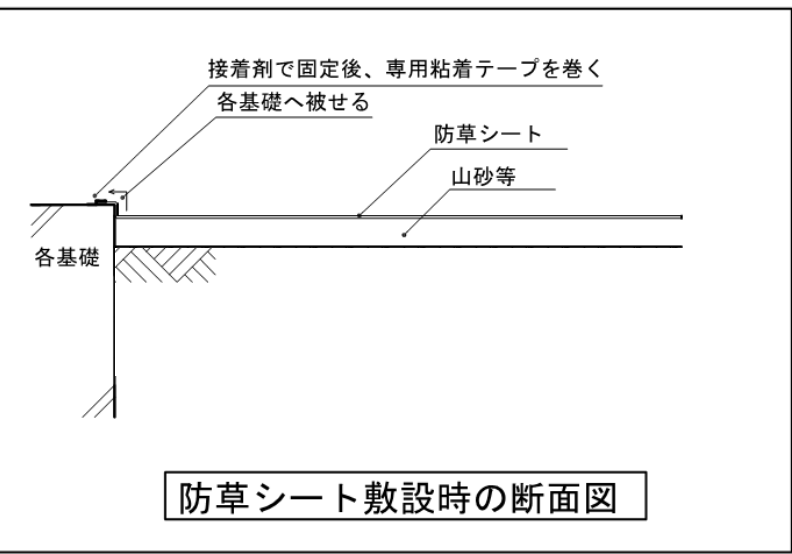
露場配置図（現状）

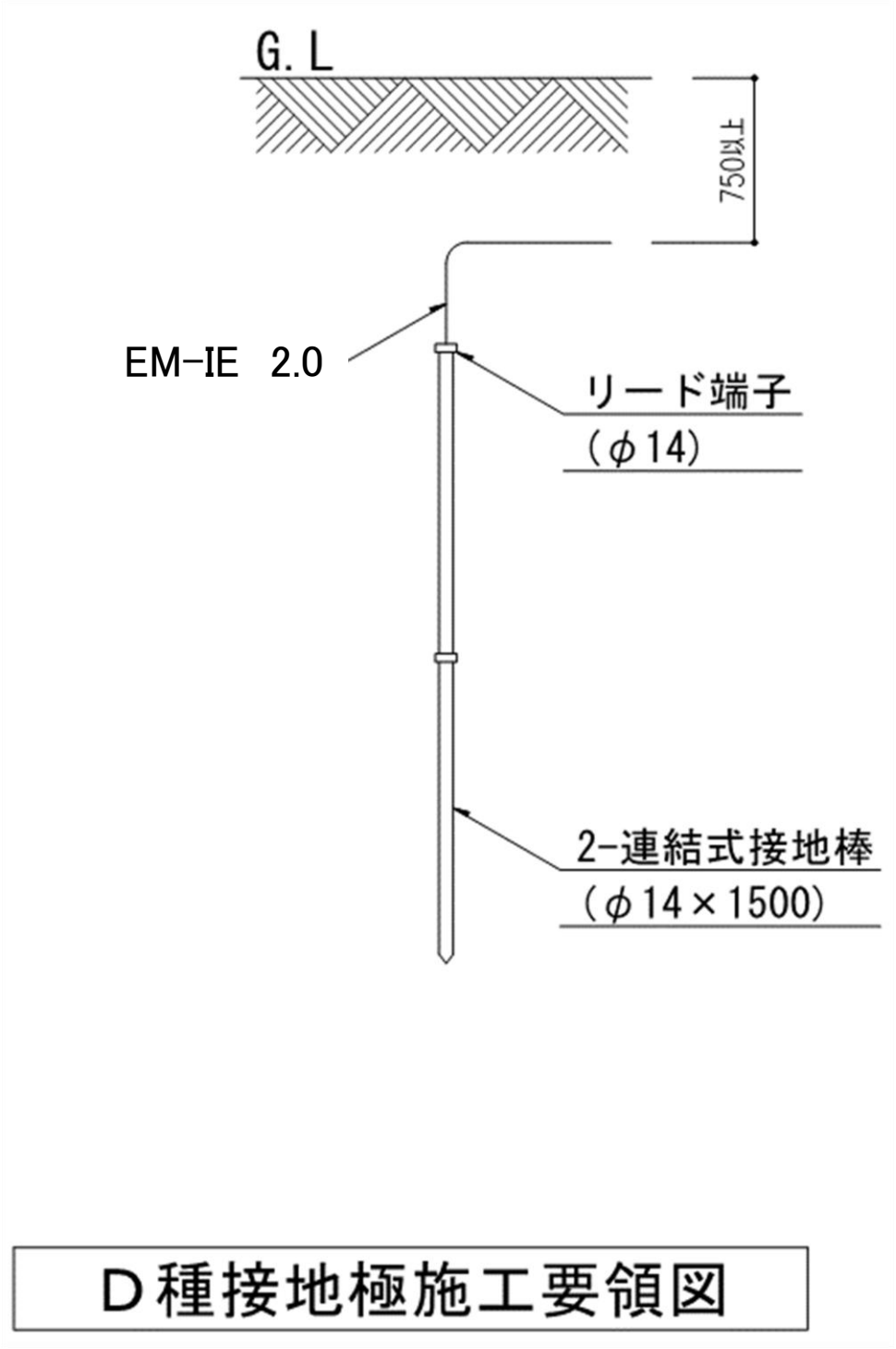


露場配置図（更新後）



露場 配置図 (防草シート敷設)





提出書類一覧

- 「提出条件」に該当する書類を提出いただきます。
- 提出方法は、原則オンライン（電子メール等）となります。

書類名	提出条件
1 実施工程表	すべての契約
2 作業日報	すべての契約
3 工事写真	すべての契約
4 完成図	すべての契約（図面に変更がない場合を除く）
5 工事打合せ簿	特記すべき事項がある場合
6 マニフェスト（写）	産業廃棄物がある場合
7 建設発生土の受領書等（写）	建設発生土がある場合
8 発生材報告書	発注者に引き渡す発生材がある場合